

大和市子ども・子育て会議規則をここに公布する。

平成26年1月14日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第1号

大和市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (3) その他本市における子ども・子育て支援に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市長が行う公募に応じた市民
- (8) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員から会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員からあらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(意見等の聴取)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。